

運用規定

1 目的

- (1) 本校の教育活動（特色や研究など）を広く一般に公開し、理解や協力を得る。
- (2) 保護者・地域住民・有識者の助言を仰ぎ、教育活動の充実と改善を図る。
- (3) 児童の学習成果や活動を公開し、意見を仰ぎ、児童の学習をさらに深める。
- (4) 職員の情報教育の指導力を高める。

2 推進・統括・作成

- (1) 校長の指示のもと情報教育担当が推進・統括する。
- (2) 作成は情報教育担当が中心となり、全職員で行う。
- (3) 学校のホームページに掲載された情報について校長が全責任を負う。

3 発信内容に関する注意

次の（1）～（6）の内容に関しては原則として発信しない。

（1）個人情報

- ※ 児童の個人情報を発信する場合は、本人、保護者および校長の同意を前提とする。
ただし、児童の発達段階によって、本人の同意が得られない場合は保護者および校長の同意を得るものとする。また、職員等の関係者については、本人および校長の同意を前提とする。
- ※ インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
 - ① 児童の氏名は、A、B、Cなどのアルファベットを用いる。ただし、教育上の必要性が認められる場合は姓名を使うこともある。その場合は必ず本人、および保護者の同意を得る。
 - ② 児童の意見や考え方、主張等については、教育上の効果があると判断できる場合は掲載する。
 - ③ 児童の写真を使う場合は、集合写真にするなど個人が特定できないよう配慮する。
 - ④ 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技等の個人情報はいっさい掲載しない。
- ※ 掲載内容のうち個人にかかわるものに関して、保護者から削除の申し出があった場合は、速やかに対応する。

（2）著作権法に抵触する内容

（3）ホームページのみで発信する内容

- ※ すべての家庭がインターネットに接続しているわけではない。
インターネット上のみで公開している内容がないように注意する。

（4）一度発信した後変更すると混乱を生む可能性がある情報

- ※ 期日・場所を明示した行事・活動予定などは、万が一変更があったときに混乱するので注意する。

（5）管理しきれない可能性のある情報

- ※ 「掲示板」等は不適正な書き込みをされる可能性があるので設けない。
- ※ リンク先は信頼のにおける公共機関に限定する。広告が表示されるサイトにはどのページからも絶対にリンクを張らない。

(6) 特定の個人、組織、団体、企業等を支持・P R又は非難する内容

- ※ 例；児童の作品などに「○○のうどんはうまい！等の記述があるものは掲載しない。また、そのように書かないようにする指導も必要。「インターネット上」に学校から発信することの意味やモラルを考えさせたい。

4 保護者からの理解を得るために

(1) ホームページ開設とともに個人情報の取り扱い方法の周知と了解

- ※ ホームページに掲載する個人情報の取り扱いを、保護者に知らせ、了解を得る。
- ※ 保護者が了解しない児童に関しては、個人情報にかかわるもの（写真も含む）はいっさい掲載しない。

(2) 保護者への情報公開

- ※ 保護者から本校のホームページを見たいという申し出があった場合には、コンピュータ室などを利用できるように配慮する。

5 著作権の主張

ホームページ上に、甚目寺南小学校の著作権（児童又は個人の作成した物については児童又は個人に著作権がある）を主張する旨を明記する。また、作文や作品等を掲載する際、著作権を主張する旨を明記、画像等の無断での複製・転用を禁止する。